

職員の懲戒処分について

令和3年9月10日
消防本部

令和3年9月10日付けで、関係職員の懲戒処分を行ったので発表します。

1 事案の概要

令和2年4月中旬から令和3年2月中旬までの間において、同じ担当の複数の後輩職員に対し、執務中及び訓練指導時において、暴言や不適切な発言を繰り返すなどのパワーハラスメント行為を行い、精神的苦痛を与えたもの。

2 当該職員

消防士長

3 処分の内容

戒告